

# れいわ虹の会

発行責任者 / れいわ虹の会  
〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7（郡山市議会内）  
TEL：024-924-2505

Instagram



TikTok



X (旧 Twitter)



あなたを  
ほつとかない！



ふるやま ゆい  
文教福祉常任委員

080-1681-6618

xdmcj735@yahoo.co.jp

## 1/20(月)令和7年第1回臨時会が開かれました。

今回開催された臨時会では、補正予算1/10、令和7年第1回臨時会の招集告示ののち、1/20に令和7年第1回臨時会が開催され、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を受けた国の令和6年度補正予算(第1号)及び福島県令和6年度第8号補正予算に係る令和6年度郡山市一般会計補正予算(第8号)が提出され、可決されました。

### 《補正予算の内容》

- ・物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業
- ・民間児童施設等補助事業

### 《物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業：予算規模》

|         |                |
|---------|----------------|
| 扶助費     | 1,380,000,000円 |
| 委託料     | 122,493,000円   |
| 郵便料、手数料 | 13,255,000円    |
| 消耗品     | 50,000円        |
| 合計      | 1,515,798,000円 |

#### 物価高騰対応生活困窮世帯 緊急支援事業

物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援として臨時特別給付金を支給するもの。

### 《対象要件》（基準日：令和6年12月13日住民登録地）

- ・令和6年度分の世帯全員の住民税が非課税である世帯：36,000円/世帯
- ・令和6年度分の世帯全員の住民税が非課税である世帯に属する18歳以下の方（こども加算）20,000円/人

### 《民間児童施設等補助事業：予算規模》

38,910,000円

物価高騰に直面する民間児童施設等に、光熱費の負担増加分として補助金を交付するもの。

### 《対象施設数見込》

- ・民間放課後児童クラブ：35か所
- ・民間認可保育施設：64か所
- ・認可外保育施設：38か所
- ・幼稚園：27か所

## 2/19(水)から3/7(金)まで、令和7年郡山市議会3月定例会が開かれました

令和7年郡山市議会3月定例会では、  
・令和7年度当初：予算議案29件、条例議案9件、その他の議案1件  
・令和6年度補正：予算議案11件、条例議案9件、その他の議案9件、専決処分報告1件  
・令和7年度補正：予算議案1件  
・請願1件「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」等、  
計78の案件について、議論が行われました。

| 件 名  |                                 | 議決結果 | 会派の賛否（議長を除く。） |       |          |       |            |            |         |       |       |        |
|------|---------------------------------|------|---------------|-------|----------|-------|------------|------------|---------|-------|-------|--------|
|      |                                 |      | 志 翔 会         | 新 政 会 | 郡山市議会公明党 | 緑 風 会 | 自由民主党郡山市議団 | 日本共産党郡山市議団 | 立憲民主党郡山 | 無所属の会 | 立憲民主党 | れいわ虹の会 |
| 当初予算 | 令和7年度一般会計                       | 原案可決 | ○             | ○     | ○        | ○     | ○          | ×          | ○       | ○     | ○     | ○      |
| 条例制定 | 郡山市乳児等通園支援事業に関する条例              | 原案可決 | ○             | ○     | ○        | ○     | ○          | ×          | ○       | ○     | ○     | ○      |
|      | 郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 | ○             | ○     | ○        | ○     | ○          | ×          | ○       | ○     | ○     | ○      |

### ふるやま ゆいの主な動き

4月

4/12(土) 開成山地区体育施設  
グランドオープン記念式典  
4/23(水) 定例会長会、広聴広報委員会

5月

5/3(土) ごはん会議in津若松市生涯学習総合センター  
會津稽古堂1階多目的ホール  
(13:30開場、14:00開演)  
5/23(金) 定例会長会、広聴広報委員会

6・7月

6/6(金) 6月定例会招集告示、議会運営委員会  
6/13(金) 6月定例会開会  
6/16(月)～6/17(火) 議案調査  
6/18(水) 事務整理日  
6/19(木)～6/20(金) 代表質問  
6/23(月)～6/26(木) 市政一般質問  
6/27(金) 定例会長会、常任委員会  
6/30(月) 常任委員会  
7/1(火) 事務整理日  
7/2(水) 6月定例会開会

## 2/28（金）に市政一般質問を行ないました

1. 人口減少を緩やかにする子育て施策について
2. 物価高騰への支援について
3. 市内幼稚園教諭・保育士の環境改善について
4. 仕事と家事の両立の実現に向けて



## 1. 人口減少を緩やかにする子育て施策について



中小企業の倒産の増加

雇用の受け皿減

市外への若者の流出

婚姻数の減少

出生数減少

負の連鎖が  
起きている

本市小売業従業者数18,257人は低賃金労働を強いられている。(令和3年経済センサスの活動調査より)このような負の連鎖による地方衰退を食い止めるには、財源確保等の課題もあるが、人口減少・少子高齢化を解消する積極的な施策を講じなければならないという危機感を持って質問した。

### ・無償おむつ宅配について

**Q** 首都圏と比べ賃金の低さ等を理由に女性の県外流出が止まらない本市において郡山で子どもを産み育てたいと思って頂けるよう、福岡市で実施をしている「おむつと安心定期便」のような子育て支援を実施すべきと考えるが見解は？

**A** 本市においても、子育てに不安を持つ家庭に対する見守り支援は最優先課題であると認識している。今年度からは子ども家庭センターを設置し、2025年度は同センター事業費として約8億3,000万円を計上し、きめ細かい訪問支援をはじめ、出産前から子育て期にかかる切れ目ない伴走型の支援を実施していく考えである。無償おむつ宅配については、本市が実施する子育て支援事業全体の中で費用対効果や優先順位、子育て世代のニーズを適切に捉えながら、SDGs「全ての人に健康と福祉を」の目的達成を目指して他の先進事例や財源確保も含め検討していく。

### 【福岡市・おむつと安心定期便】

2023年8月から0歳から2歳までの子どもを持つ家庭、約3万6,000世帯を対象にシステム運用を含めた事業運営や育児用品配送料等で年間約13億円をかけて実施。子育て関連施設等を利用し、電子スタンプを取得した場合、月に1回、育児用品に交換できる。経済的な支援とともに施設の職員のほか、配送業者が定期的に子育て世帯を訪問し、育児用品を届けることにより孤立防止や育児放棄等の早期発見・早期支援を目的としている。



### ・学校における親子向けリテラシー教育について

**Q** SNS等のインターネット依存により現実の交友関係が希薄となり、他者を慮る気持ちが不足し他者を傷つけてしまうケースが、ネット環境が普及する前の時代よりも増えてきている。学校現場でのいじめだけでなく、ネット社会、特にSNSを中心とした他人数からのいじめが、時に一人の人間の命を奪ってしまう結果となる場合があり、必要な知識やルールを知らないまま例えば自由に学級のグループLINEというものがあるが、それを作成することなどに対し、学校側としてネットリテラシーに対する一定のガイドラインを作る必要性を感じている。SNSやインターネット上でのトラブル防止対策として、ネットリテラシーを親子が共に考える研修などの機会を増やしてはどうかと考えるが、見解は？

**A** 2024年度は市立小学校4校、中学校7校、計11校において、SNSやインターネットトラブルを未然に防ぐため、親子合同での情報モラル教室を実施している。市教育委員会では、2013年度より作成している児童・生徒及び保護者向けリーフレット「インターネット等を正しく安全に使うために」を改訂し、家庭との連携を図った情報モラル教育の充実に取り組んでいる。各学校においては、2022年度にLINEみらい財団と連携して作成した「GIGAワークブックこおりやま」を教材として活用、様々なリスクに対して自分ごととして捉えられるような情報モラル教育を実施している。今後においても、各家庭や郡山市PTA連合会をはじめとした関係機関との連携を図りながら、SDGs「質の高い教育をみんなに」の目標達成を目指し、情報モラル教育の充実に努めていく。

## 2. 物価高騰への支援について

### ・物価高騰対策として支援した民間児童施設数について

**Q** 令和7年第1回臨時会において、本市は物価高騰対策として民間放課後児童クラブ35カ所、民間認可保育施設64カ所、認可外保育施設38カ所、幼稚園27カ所に対し計164カ所の光熱費の負担増加分への支援として民間児童施設等補助事業を実施することとし、2月上旬から申請の受付を開始し、同月中には各施設に支援が開始されるとのことであった。現在までに支援した施設の数及び支援に至っていない施設の数は？

**A** 物価高騰対策として支援した民間児童施設数について、2025年2月27日現在で民間放課後児童クラブは35カ所全てに総額118万7000円の補助金を支給した。民間認可保育施設は64カ所全て、認可外保育施設は38カ所中37カ所、幼稚園は27カ所全てからそれぞれ補助金の申請を受け付けたところであり、3月末までに可能な限り速やかに支給していく。

### ・放課後等デイサービス等に対する物価高騰対策について

**Q** 民間児童施設等補助事業の交付対象となったのは民間放課後児童クラブ、民間認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園で、子どもに関する施設であるが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は対象外となっている。民間の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にそれぞれ39カ所及び60カ所あり、物価高騰、人件費の増加による施設の運営費の増大により、経営が逼迫している状況が続いている実態がある。放課後等デイサービス等に対する物価高騰支援対策については、現在県で実施しているが、人員や経営が苦しい状況を考えれば市としても追加で支援をするべきと考えるが、見解は？

**A** 昨年12月4日付けでも家庭庁の事務連絡「重点支援地方交付金を活用した、児童養護施設、障害児通所支援事業所等への支援について」において、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に対する物価高騰への支援事業の実施について示され、当該交付金を活用した物価高騰への支援については、福島県において本年2月3日から3月31日までを申請の受付期限とし、県内全域の障がい児及び障がい者施設等を対象とした光熱費、車両燃料費、食材料費に対する支援を行っている。通所系障がい児事業所については、1事業所あたり10万円の支援金の給付を実施していることから、現在のところ本市として追加で支援することは考えていないが、SDGs「すべての人に健康と福祉を」を踏まえ、必要に応じて県への要望の要望や市としての支援策について慎重に検討していく。財源確保も含め検討していく。

### ・全ての方に対する物価高騰対策について

**Q** 国において、令和6年11月22日に、「国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、本市においても令和7年第1回臨時会で物価高騰対策として令和6年度分の世帯全員の住民税が非課税であるおよそ3万5千世帯に1世帯あたり36,000円の支給をすることを決定し、さらに子ども加算として、令和6年度分の世帯全員の住民税が非課税で世帯に属する18歳以下の方がいるおおよそ6,000人に1人当たり20,000円を加算支給することを決定した。本市の物価高騰対応、生活困窮世帯緊急支援事業として、臨時交付金と県の補助金を活用し総額15億1,580万円の予算規模となっている。住民税非課税世帯1世帯あたり36,000円の支給の内訳として、30,000円は国の経済対策による低所得世帯緊急支援、6,000円は県の低所得世帯緊急支援事業補助を活用しているが、物価高騰により生活が苦しいのは今や住民税非課税世帯だけではなく、物価高騰の影響を受けている全ての世帯に対し、市として支援をする必要があると考えるが、見解は？

**A** 本年1月の臨時会において、国の制度に基づき、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり30,000円、子ども1人あたり20,000円を支給することに加え、光熱費高騰分への対応として1世帯あたり6,000円を支給するところなど、総額15億5470万8,000円の補正予算が認められ、現在年度内の支給開始に向け準備をしているところである。住民税非課税世帯以外の方に対する支援については、国において、電気ガス、燃料油等の負担軽減支援が国民全体に幅広く措置されていることから、本市の物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業の支給対象拡大については考えていないが、今後も限られた財源の中でSDGs「貧困をなくそう」の実現を目指し取り組んでいく。



## 3. 市内幼稚園教諭・保育士の環境改善について

本年1月16日、文教福祉常任会の委員として「市議会議員との幼児教育懇談会」に出席し、本市私立幼稚園認定子ども園連合会の皆様の抱えておられる課題を伺ってきました。

園児数の減少

保育士の不足

個別支援の必要な園児の増加

問題が山積みであり、未来の本市の担い手になってくれる子どもたちを育てる幼児教育のために、情報共有の重要性、国・県で行われている施策を理解した上で早急な課題解決のために取り組んでいくことが重要とのことであった。

### ・住宅借り上げ制度の対象範囲拡大について

**Q** 本市では現在保育士不足解消に向けた施策として、住宅借り上げ制度を実施しており、入居者に直接ではなく上限はあるが、借り上げた住宅の家賃の4分の3を補助している。しかし、この制度は保育所認定子ども園等が対象であり、幼稚園は対象外となっている状況であり、幼稚園も住宅借り上げ制度の対象に加えるべきと考えるが、見解は？

**A** 本市における保育士宿舍借り上げ事業については、保育士不足が課題となる中、人材の確保・定着を図るための取り組みとして、国の補助を活用し実施している。本市では2024年5月時点で27園中24園の幼稚園が定員割れの状況で、学校基本調査によると本市の幼稚園園児数は毎年5月1日時点での比較で2021年が4,765人であったものが2024年には3,699人と3年間で1,066人減少しており、それに伴い幼稚園教諭も52人の減少となっている。このことから現時点において本市における独自の幼稚園教育を対象とした住宅借り上げ制度の創設は考えていないが、幼稚園の所管庁である県に対し幼稚園における経営課題を踏まえた支援事業の展開を働きかけていく。

### ・幼稚園教諭、保育士の慢性的な不足について

**Q** 本市にある幼稚園教諭、保育士の養成校に進学しても「仕事がつきい」、「職員の処遇改善が進まない」、「個別支援の必要な子どもの増加」、「標準勤務時間の長さ」などを理由に幼稚園教諭や保育士として就業することを希望しない学生がおり、幼稚園教諭や保育士への補助等が本市よりも充実をしている首都圏への就業を希望する学生が多いのも事実である。一人でも多くの学生に幼稚園教諭や保育士として本市で就業を希望していただけるよう郡山市独自の施策を講じる必要があると考えるが、見解は？

**A** 養成校の学生への学費や就職準備金、県外からの移住促進に係る支援金等は、国の補助対象の実施主体が都道府県であることから、福島県において実施している。本市では保育人材の確保・定着を図るため、市内の民間認可保育施設や認定子ども園等に対し、月額5万3,000円を上限とした家賃補助を実施。令和7年度当初予算において2,532万3千円の事業費を計上している。保育士・保育所支援センターにおいては、市内の保育士養成校と連携し、現役保育士による保育実習への不安解消のための特別講義を実施するとともに、実習後のアフターフォローを行うなど、就業支援に努めている。本年1月にはこおりやま保育の魅力ポータルサイトを開設し、保育の魅力や経済的なサポート制度の案内、オンラインで手軽に相談できるコンテンツ等を掲載、将来の就業につながるよう支援するとともに、県、ハローワーク、養成校とも連携の上、引き続き保育士の確保に取り組んでいく。

### ・支援が必要な園児に対する保育士加配への支援について

共働き世帯の増加により保育が必要な園児の増加 → 配慮や支援が必要な園児も同時に増加 → 保育現場では、配慮や支援が必要な園児を保育するため保育士の増やし対応をしている状況 → 必ずしもその保育士の増員分が自治体からの補助金として支給がなされず、保育園の運営に支障が生じている

**Q** 障害者手帳を持っている園児や障害福祉サービスへ通所している園児、医師の診断を受けている園児、当然補助金の対象となるが、医師の判断を受けていない子などで、配慮や支援が必要な園児のケースだと、補助金の対象外となってしまう。医師の診断を受けるには、約1年または1年以上の期間を要するケースもあり、その間は補助金の対象の園児とは見えないため、保育園がこうした園児のため保育士を加配しても補助金の支給を受けられない。保育園の運営に支障が生じないよう、こうした事情により保育士を加配した場合も市として支援をするべきと考えるが見解は？

**A** 本市は2021年度から支援が必要な児童2人に対し保育士1人を加配した場合に、月額16万9,000円の補助をしており、2023年度は市内29施設109人の児童を対象に、75人の保育士の加配に約8100万円の補助金を交付し、2021年から2023年の3年間で2億78万6726円を交付した。発達障害等に関わる医師の確定診断を受けるまでには1年近くの時間を要するケースもあると伺っていることに対応するため、本市の補助要項では、対象児童を障害者手帳、療育手帳、医師の診断等に加え、医師や公認心理士等専門的知見を有する方による意見書の段階であっても対象児童としている。2023年度は13名の児童を意見書の段階で対象と認定している。このように客観性を確保しつつも、可能な限り多くのお子さんをお預かりできるよう取り組んでおり、今後もこの仕組みは継続していく。本事業については、令和7年度の当初予算において1億3500万円の事業費を計上している。今後も、SDGs「質の高い教育をみんなに」を目指し、すべての子どもが、質の高い乳幼児の発達・ケアを受け、初等教育を受ける準備が整うよう、支援の充実に努め、誰一人取り残されないウェルビーイングのまちを目指していく。

### ・保護者からの過剰な要求への対策について

**Q** 保護者から保育士などに対し、保育の仕方や保護者への対応に関し、過剰な要求やクレームが増加している状況がある。そのような中、保護者への対応などに関する研修を行っている保育園もあり、解決につながる事例もあるようだが、一方で厚生労働省が公表する令和4年版厚生労働白書内の調査データによると、保育士が退職した理由として、職場の人間関係、給料が安いほか、保護者対応等の大変さが挙げられており、保育士や幼稚園教諭が精神疾患で休養または退職する事例もある。保護者の過剰な要求に対し、市として対策を講じる必要があると考えるが見解は？

**A** 本市では、近年保育現場において保護者からの過度な要求や威圧的な言動が保育士の負担となっているとの相談を受け、カスタマーハラスメント防止に向けた取り組みが重要であると認識している。今年度市が実施する保育の質向上研修の階層別研修においての研修者とのコミュニケーションの重要性やクレームに対応する知識・手法の習得を図るための研修を実施した。今後は、保育現場でのカスタマーハラスメントに詳しい専門家を講師に迎えるなど、より実践的な研修を行い、事業者や現場の保育士の意見を踏まえカスタマーハラスメントに関する理解が広がり、保護者と保育士の良好な関係の構築につながるようポスターやリーフレット等を作成するなど、カスタマーハラスメント防止に向けた啓発にも取り組んでいく。

## 4. 仕事と家事の両立の実現に向けて

### ・日曜、祝日の一時預かり施設の拡充について

**Q** 私的利用型のみの一時預かり事業を行っているニコニコ子ども館では、土日祝日においても、午前9時から午後5時半までの時間帯で最大4時間半までの利用ができる。しかし、利用直前に予約しようとした場合、定員がいっぱいとなってしまい、利用できないこともある。一人親世帯の場合だけではなく共働き世帯が多い状況の中で、子どもを家に置いて仕事に行かなければいけない状況は本来好ましくないが、接客業をはじめ業種によってはやむを得ず日曜日も出勤しなければならぬ状況もあるのではないかと。日曜日・祝日に開設している保育所は少ない状況なので日曜・祝日の一時預かり先の施設を拡充すべきと思うが見解は？

**A** 一時預かり事業は1947年12月制定の児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき、保護者の就労や症病のほか子育てに係る負担軽減のために乳幼児を一時的に預かる事業であり、本市の公立保育施設等においては、保育所2施設、地域子育てセンター2施設及びニコニコ子ども館の5施設で委託事業として実施している。令和7年度当初予算では、委託料として約9,400万円を計上している。施設そのものが日曜・祝日は58.7%であり、西部地域子育て支援センターは平日41.0%に対し日曜・祝日は27.0%となっている。これらの状況に加え、日曜・祝日に開設していない施設の一時預かり室を日曜・祝日に利用するには施設の運営面での課題もあることから、利用状況や保護者の要望などを踏まえ、日曜・祝日の一時預かりの拡充について検討していく。

本市の核家族世帯数：  
全世帯数の約52.6%  
母子・父子ひとり親世帯数は  
1,946世帯(死別を含む)

【2020年の国勢調査家族類型別世帯数より】  
本市のひとり親世帯の世帯主の中には近隣に頼れる人もおらず、仕事・家事・育児を一人で行わざるを得ず、世帯主が病気や不慮の事故等にあつてしまった場合、家族にとっては一気に家庭環境の悪化がもたらされやすい場合もあります。  
一人親の世帯であっても、それ以外の市民の方々と何ら変わらない納税者であることを踏まえ、質問をした。

### ・一時預かり施設の対象年齢拡大について

**Q** 例えば、ニコニコ子ども館は未就学児までの一時預かり施設であるが、共働き世帯が増え続ける状況の中で、学童保育と同様、私はせめて小学校3年生ぐらいまでは一時預かりの対象とすべきと考えているが見解は？

**A** 本市が乳幼児を対象として保育施設等で実施している一時預かり事業は、児童福祉法第6条の3第7項においてその対象が乳児または幼児と定められている事業であることから、乳幼児を対象として実施している一時預かり事業の対象年齢を拡大することは考えていない。



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

れいわ虹の会りポート No.7